

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 嶋田 憲嗣 地方労働基準監察監督官 吉村 賢一 専門監督官 古川 八三 (電話) 077 - 522 - 6649
----	---

労働関係法令違反の疑いで10の事件を書類送検

～平成29年の労働基準監督署による司法処分状況～

滋賀労働局(局長 大山 剛二)は、このたび、平成29年に労働基準監督署が実施した書類送検の状況をとりとめましたので、お知らせします。

労働基準監督署では、監督指導を始めとした様々な行政手法を用いて、労働基準法や労働安全衛生法などに定められた労働条件の履行確保を図るよう努めています。しかしながら、死亡や重篤な後遺障害を残す重大な労働災害を発生させた事案や度重なる指導に従わないなどの悪質な事案は、刑事訴訟法に基づき、司法警察員としての権限を行使し司法処分に付することとしています。

平成29年は、作業床の開口部に墜落防止措置を設けず、墜落した労働者が死亡したもの、作業中の労働者に近接するスクリーコンベアの運転を停止させず、労働者の腕がコンベアに巻き込まれ前腕を切断したものなど、10の事件を大津地方検察庁へ送検しました。

労働基準監督署では、引き続き、重大又は悪質な事案を把握した場合には、司法警察権限を行使して捜査・送検を行い、厳正に対処することとしています。

【平成29年の司法処分の状況】 詳細、別紙。

(1) 送検件数： 10件

(2) 送検した主な事件の概要：

労働者が高さ約10mの作業床の開口部から墜落して死亡

開口部に手すり等の墜落防止措置を設けていなかった疑い

労働者がスクリーコンベアに左腕を巻き込まれ、前腕を切断

作業中の労働者に近接するスクリーコンベアの運転を停止しなかった疑い

フォークリフトのフォーク部分に装着した木製パレット上で作業をしていた労働者が墜落して死亡

乗車席以外の箇所に労働者を搭乗させた疑い

金属容器に入った引火性の油を石油ストーブで温めていたところ油に引火し、火傷を負った労働者が死亡

引火性の油を石油ストーブに接近させた疑い

2名の労働者に3か月分の賃金が支払われなかったもの

賃金不払の疑い(事業主の身柄を送検)

労働災害により労働者が4日以上休業したにもかかわらず、所轄の労働基準監督署長にその報告を行わなかったいわゆる労災隠しの疑い

【資料】

別紙	平成 29 年 司法処分の状況
別添	平成 29 年 主な送検事例と関係条文
参考資料	労働基準監督官の主な仕事

1 司法処分の状況

管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 29 年に労働関係法令違反として司法処分に付し、大津地方検察庁へ書類送検した事件は 10 件であった。最も多いものは、労働安全衛生法第 20 条（事業者の講ずべき措置等）違反の 3 件であった。

表 1 司法処分の状況（平成 29 年）

被疑条文（ ）	業種					計
	製造業	建設業	畜産業	商業	接客娯楽業	
賃金不払（最賃法第 4 条）		1				1
事業者の講ずべき措置等：設備等（安衛法第 20 条）	2		1			3
事業者の講ずべき措置等：作業方法等（安衛法第 21 条）		1				1
注文者の講ずべき措置等（安衛法第 31 条）		2				2
いわゆる労災かくし（安衛法第 100 条）		1				1
その他				1	1	2
計	2	5	1	1	1	10

1 事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

2 被疑事件ごとの推移

管内の労働基準監督署が平成 25 年から平成 29 年までに大津地方検察庁へ書類送検した被疑事件は、56 件であった。違反条文で最も多い事件は、事業者の講ずべき措置等：設備等（労働安全衛生法第 20 条）違反の 13 件で、事業者等の講ずべき措置等（同法第 21・31 条）違反を併せた事件のうち 15 件が墜落災害を契機としたものであった。

表 2 被疑事件ごとの推移

	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年	計
	賃金不払（最賃法第 4 条・労基法第 24 条）	1		2	2	
違法な時間外労働（労基法第 32 条）			2	2	2	6
賃金不払残業（労基法第 37 条）		1				1
危険有害業務の就業制限（労基法第 62 条）		1				1
事業者の講ずべき措置等：設備等（安衛法第 20 条）	3	3	4	1	2	13
うち墜落災害を契機とした事件	1	2		1		4
事業者等の講ずべき措置等：作業方法等（安衛法第 21・31 条）	3		4	5	1	13
うち墜落災害を契機とした事件	3		4	3	1	11
安全衛生教育（安衛法第 59 条）		1				1
就業制限（安衛法第 61 条）		1	1			2
いわゆる労災かくし（安衛法第 100 条）	1	1	1	3		6
その他	2		1	1	2	6
計	10	8	15	14	9	56

主な送検事例

事例1 (建設業) 高さ約10mの作業床の開口部に、手すり等の墜落防止措置を設けていなかったとして、事業者等を書類送検したもの

事件の概要

- 平成28年10月、日野町の建築現場の屋根上で作業を行っていた下請労働者が、高さ約10mの開口部から墜落して死亡する労働災害が発生。
- 現場責任者と被災労働者の所属事業場の代表者が、高さが2m以上の墜落危険箇所である開口部に手すり等の墜落防止措置を設けていなかったことが疑われたもの。

労基署の対応

労働安全衛生法第21条（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生法第31条（注文者の高ずべき措置等）違反
被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例2 (製造業) 作業中の労働者に近接するスクリーコンベアの運転を、停止させていなかったとして、事業者等を書類送検したもの

事件の概要

- 平成29年1月、甲賀市内の工場で機械の調整作業を行っていた労働者が、近接するスクリーコンベアに左腕を巻き込まれ、前腕部を切断する災害が発生。
- 機械の調整等の作業を行う場合、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならないにもかかわらず、工場責任者が運転の停止措置を講じていなかったことが疑われたもの。

労基署の対応

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反
被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例3 (畜産業) フォークリフトの乗車席以外の箇所に、労働者を搭乗させたとして、事業者等を書類送検したもの

事件の概要

- 平成29年3月、東近江市内の事業場で、フォークリフトのフォーク部分に装着した木製パレットの上に乗る、ビニールハウスの屋根の張替え作業を行っていた労働者が、約2m下のコンクリート床に墜落し、死亡する労働災害が発生。
- 事業場の代表者が、墜落を防止するための措置を講じることなく、フォークリフトの乗車席以外の箇所に労働者を搭乗させて作業を行わせていたことが疑われたもの。

労基署の対応

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）
違反被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例 4
(製造業)

引火性の油を石油ストーブに接近させたとして事業者を書類送検したもの

事件の概要

- 1 平成29年3月、彦根市内の工場で、引火性の油の入った金属容器を石油ストーブで温めていたところ、ストーブの火が油に引火したことで労働者が火傷を負い死亡する労働災害が発生。
- 2 引火性の油を取り扱う際には、近くで火気を使用することで火災の危険があるにもかかわらず、工場代表者がこの油をみだりに点火源となるおそれのある石油ストーブに接近させたことが疑われたもの。

労基署の対応

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反
被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例 5
(建設業)

労働者2名に対して3か月分の賃金を支払っていなかったものとして、事業主を逮捕、送検したもの

事件の概要

彦根市内の会社が、労働者2名に対する平成28年2月から4月まで3か月分の賃金、合計約80万円を所定の賃金支払日に支払わず、もって、当時の滋賀県最低賃金（時間額764円）を支払わなかったことが疑われたもの。

労基署の対応

最低賃金法第4条（最低賃金の効力）違反
被疑事件として会社の代表者を逮捕、
身柄を大津地方検察庁に送検

事例 6
(建設業)

労働災害によって労働者が4日以上休業したにもかかわらず、所轄の労働基準監督署長に遅滞なく、その報告を行わなかったものとして、事業者等を書類送検したもの

事件の概要

- 1 平成28年3月、守山市内の建設現場で、下請労働者が足場から墜落し骨折する災害が発生。労働者は、翌日から4日以上休業した。
- 2 労働災害によって労働者が4日以上休業したときは、所轄の労働基準監督署長に、遅滞なく、労働安全衛生法が定める「労働者死傷病報告」を提出しなければならないにもかかわらず、被災労働者が所属する会社の代表者が、これを行わなかったことが疑われたもの。

労基署の対応

労働安全衛生法第100条（報告等）違反
被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

主な送検事例の関係条文

(1) 事例 1

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 31 条（注文者の講ずべき措置）

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2（略）

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第 653 条(物品揚卸口等についての措置)

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2（略）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 21 条(事業者の講ずべき措置等)

（略）

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第 519 条(開口部等の囲い等)

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2（略）

(2) 事例 2

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第 107 条(掃除等の場合の運転停止等)

事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2（略）

(3) 事例 3

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第 151 条の 13(搭乗の制限)

事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(4) 事例 4

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 20 条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第 256 条(危険物を製造する場合等の措置)

事業者は、危険物を製造し、又は取り扱うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一～三 （略）

四 引火性の物（令別表第一第四号に掲げる引火性の物をいう。以下同じ。）については、みだりに火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。

五 （略）

2（略）

(5) 事例 5

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

第 4 条（最低賃金の効力）

最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～4 （略）

(6) 事例 6

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 100 条（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2～3 （略）

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

第 97 条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 （略）

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

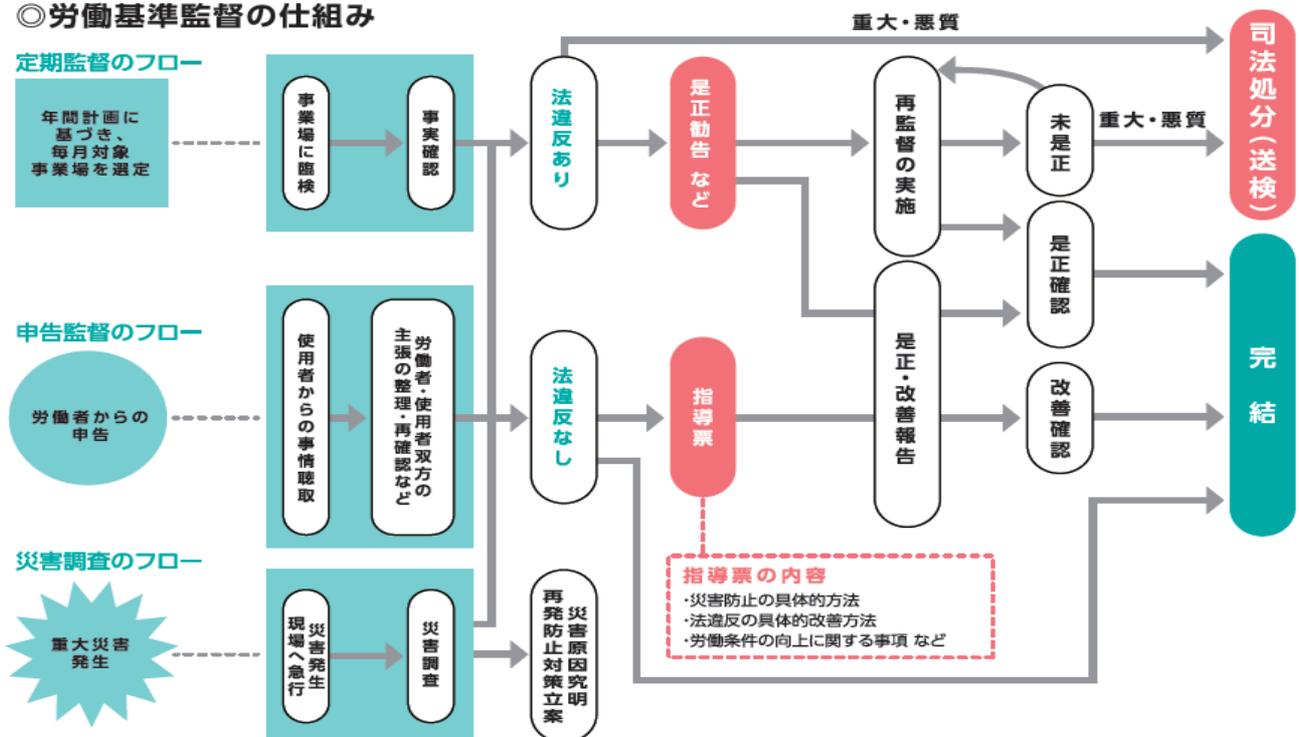
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



労働基準監督官の権限

適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、事由に且つ予告なしに立ち入ること。」

調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」